

件名	愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

**【改正の概要】**

「スポーツ・文化部」を設置するとともに、「えひめ国体推進局」を廃止するための一部改正

1 「スポーツ・文化部」の追加

- 第2条第3項【追加】
- 3 スポーツ・文化部
  - (1) スポーツに関する事項
  - (2) 文化に関する事項

- 第2条第2項第5号【企画振興部の分掌事務から削除】
- 文化及びスポーツの振興に関する事項（他局の主管に属するものを除く。）

2 「えひめ国体推進局」の削除

- 第2条第8項【削除】
- 8 えひめ国体推進局
  - (1) 第72回国民体育大会に関する事項
  - (2) 第17回全国障害者スポーツ大会に関する事項

- 第1条及び第2条【規定整備】
- 部及び局 ⇒ 部 \_\_\_\_\_

《組織概要》

(改正前)	→	(改正後)
1 総務部		1 総務部
2 企画振興部		2 企画振興部
		3 <u>スポーツ・文化部</u>
3 県民環境部		4 県民環境部
4 保健福祉部		5 保健福祉部
5 経済労働部		6 経済労働部
6 農林水産部		7 農林水産部
7 土木部		8 土木部
8 <u>えひめ国体推進局</u>		

施行日	平成30年4月1日
-----	-----------

**【その他参考事項】**

- 地方自治法
- 第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。